

## 第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成28年6月30日に開催された「第15回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

### 報告事項

#### (1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

#### (2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況について **資料2**

第6回及び第8回の監理委員会で裁判手続に着手することが承認された3件の案件について、事務局から**資料2**により訴訟の進捗状況及び原告・被告の主な主張について報告を行い、了解された。

なお、委員から、以下のとおり質問が出された。

##### ・訴訟における争点について

確認であるが、No. 2の事件では返還合意が錯誤により無効となるか否かが争点となっていたのに対し、No. 1及びNo. 3の事件では外形上の合意内容と内心の不一致があったか否かが争点となっていたということによいか。

→ (事務局) そのとおりである。

##### ・No. 1及びNo. 3の事件の判決確定時期について

No. 2の事件では、相手方の最高裁への上告(平成27年10月9日)から最高裁の上告棄却決定(平成28年2月19日)までの期間は約4か月間とかなり早いように思う。No. 1及びNo. 3の事件の上告が棄却され判決が確定する時期については、資料において平成28年7月頃の見込みとなっているが、これはどのように推測しているのか。

→ (事務局) No. 2の事件とNo. 1及びNo. 3の事件については、別に訴訟係属しているものの、実質的な争点は同一であるため、審理にかかる時間も変わらないと考えている。したがって、No. 2の事件の大阪高裁判決(平成27年9月29日)から最高裁の上告棄却決定(平成28年2月19日)までの期間が約5か月間であったことから類推して、No. 1及びNo. 3の事件の判決確定の目途は、大阪高裁判決(平成28年2月25日)から約5か月後の平成28年7月頃と見込んでいる。